## 事業者の皆様へ

委託業務における最低制限価格の一部改正について(お知らせ)

旭川市業務委託契約の最低制限価格試行要領(以下「要領」といいます。)の一部を次のとおり改正しましたので、お知らせします。

# 1 対象業務

積算金額が50万円を超える人的警備業務(施設警備に係る業務に限る。以下同じ。) ※その他の業務については、従前のとおり

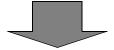
#### 2 改正内容

人的警備業務の算定方法の改正

改正前

有効な入札(入札書比較価格(予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた価格)を超えない入札)の平均額に100分の85を乗じて得た額

ただし、有効な入札の中に平均額の100分の75を乗じて得た額に満たないものがある場合は、平均額はその入札を除いて求めるものとする。



改正後

対象業務の予定価格に100分の85を乗じて得た額

## <改正の要点>

算定方法を、これまでの「平均額方式」から「定率方式」とした。

## 3 実施日

令和5年4月1日

4 担 当 (このお知らせは概要ですので、詳細は担当に確認してください。)

総務部契約課制度担当

電話 0166-25-5736